

市の相談窓口

人権相談

20(火) 13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所4階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

15(木) 13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

7(水)・21(水) 13時30分～15時30分
※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

6(火)・13(火)・15(木)・20(火) 10時～15時
27(火) 13時～16時
市役所1階
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

こども・ひとり親相談

平日 9時～16時 子ども相談センター ☎72・3195

住民よろず相談

火曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220
毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・木曜 11時～17時(受付16時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日 9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田区 ☎78・1030
浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談

※窓口相談のみ
平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生 ☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

労働相談所

※要申込
平日 10時～16時
連合北海道石狩地区連合
いしかり労働相談センター ☎60・4704

国民年金保険料免除制度

免除が承認されたときの納付額と年金額への反映割合

	納付額 (令和3年度の1カ月分)	年金額への 反映割合*
全額免除	—	1/2
納付猶予 (50歳未満に限る)	—	0
3/4免除(1/4納付)	4,150円	5/8
半額免除	8,310円	3/4
1/4免除(3/4納付)	12,460円	7/8
定額納付の場合	16,610円	1

※定額の保険料を納付した場合を1とする

国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の一部または一部が免除になる場合

があります。また、免除の承認を受けた保険料は10年以内であれば後から納付できます(3年度目以降に納付する場合は、加算額が上乘せされます)。
国民年金保険料を未納にしておくと、将来の老齢年金や不測の事態が起きたときの障害年金・遺族年金が受け取れない場合があります。

○全額免除・納付猶予が継続承認されている方以外は、7月以降に再度申請が必要です
○承認を受けても一部免除で承認された方は、減額された保険料を納付しなければ未納となります

○申請者・配偶者・世帯主の所得により認められない場合があります

ります

○継続承認された方で、婚姻・離婚など配偶者に変更があった場合は、年金事務所へ届け出が必要です
対象期間 申請月の2年1カ月前分(令和4年6月分まで)
※郵送申請可
問合せ 市民課 ☎72・3122

北海道みんなの日

7月17日の「北海道みんなの日(愛称:道みんなの日)」は、北海道の価値を見つめ直し、これからの北海道を考える日です。公共施設の無料開放のほか、シンポジウムが開催されます。

問合せ 北海道環境生活部 暮らし安全局 ☎011・204・5663

北海道苦情審査委員会制度

道の業務や制度を審査する「北海道苦情審査委員会」制度では、皆さんに代わり苦情審査委員会が行います。個人情報保護にも配慮します。

申し立て方法 「苦情申立書」に必要事項を記入し提出

申込・問合せ 道政相談センター
(〒060-8588 札幌市中央区北3西6)
☎011・204・5523
☎011・241・8181
✉kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

戦没者遺児による慰霊友好親善事業

戦没者遺児が親族の戦没地な

社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を目指す全国的な運動です。

問合せ 石狩地区更生保護サポートセンター ☎62・9136
※平日10時～16時

有料老人ホーム退去時の原状回復トラブルに注意!

有料老人ホームを退去する際に、高額の原状回復費用を請求される事例が増えています。
原状回復の原則を知ってトラブルを防ぎましょう。

事例

母が亡くなり、有料老人ホームを退去しました。入居期間は短く、室内はきれいなのに50万円の原状回復費用を請求されました。経年劣化などは入居者に原状回復義務はなく、契約書にもそのように記載されていますが、請求どおりに支払わなければならないのでしょうか?

回答

有料老人ホームの原状回復費用については、国土交通省発行の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」を参考にすることとされています。

さらに令和2年4月施行の改正民法第621条で、「経年変化や通常の使用」によるものは原状回復の対象とならないことが明記されました。

借り主の原因で毀損したものは借り主負担、経年変化や通常の使用のものは貸し主負担が原状回復の原則です。

部屋を明け渡すときは貸し主に立ち会ってもらい、高額な原状回復費用を請求されたときは、身内がお世話になったホームだからと遠慮するのではなく、両方で状況を確認してトラブルを防ぎましょう。

原状回復トラブルを防止するための手順

老人ホームに限らず
民間のアパート
なども同じです!

契約前

1 契約前の説明

借り主は、契約前に原状回復の基本的な考え方を貸し主に説明してもらいましょう。

入居前

2 立ち会いなどによる物件確認

貸し主と借り主は、入居前の部屋の状況を立ち会いや写真撮影・記録などにより、十分に確認しましょう。

入居中

3 入居中の注意事項

借り主は、善良な管理者としての注意を払い、契約内容やルールを守って適切に使用しましょう。入居中に不具合が生じた場合は、貸し主に連絡し、修繕について相談を。

退去時

4 立ち会いなどによる物件確認

貸し主と借り主は、退去時の部屋の状況を立ち会いや写真撮影・記録などにより、十分に確認しましょう。

5 請求費用の書面交付・説明

借り主が負担する原状回復費用は、貸し主から書面交付の上で説明してもらいましょう。



「困ったな…」と思ったら相談してください!

問合せ 石狩市消費生活センター ☎75・2282
市役所1階 ※平日10時~16時

土・日・祝日の
電話相談は
消費者ホットライン

局番なし
い や や
188



消費者庁イヤヤン